

院内感染対策に関する基本方針

1. 基本的な考え方

患者中心の医療の実現には、医療の安全な提供は不可欠である。高度化・複雑化する医療環境の中で、院内感染を防ぐことを目的とした患者安全への組織的な取り組みを行う。本指針は公平病院(以下「病院」)における院内感染対策に関する基本方針を定めたものである。

2. 本指針の対象

病院内における感染症の発生を予防するとともに、適切な対応・治療を行うことにより感染症の蔓延を防止する。このためには、病院職員が組織的に対応する必要がある、場合によっては患者様の協力も必要となる。また、院内感染対策は、単に病院内での感染にかかわらず、院内感染に影響を及ぼす可能性のあるすべてについても対象とする。

3. 院内感染対策に関する体制と取組

院内に感染管理委員会(以下、「委員会」)を設置する。病院における院内感染対策は、病院長及び委員会、感染制御チーム(以下、「ICT」)を中心に病院全体で取り組む。

4. 院内感染対策のための研修

全ての病院職員は、ICTが主催する研修等への参加義務(年2回)を負う。

5. 感染症発生状況の報告

院内感染対策に関する情報として、耐性菌などの分離状況や抗 菌薬使用状況、重症感染症患者及び流行性疾患患者の発生状況(以下「感染情報」)を把握し、速やかに該当する診療科や部署と連携を図り情報の共有を行う。

6. 院内感染発生時の対応

院内感染対策に関する対応は、院内感染対策マニュアルや種々のガイドラインに則り対策を実行する。病院職員は、院内感染の発生又は発生が疑われる場合には、直ちに委員会に連絡するとともに、主治医及び病院職員等が協力して対

応・治療にあたる。また、原因究明のための調査を行い、根本対策と再発防止策を講じる。

7. 患者様への当該基本方針の閲覧

本基本方針は病院のホームページ上に公開する。

8. その他の院内感染対策推進への対応

院内感染対策マニュアルを定め、随時改訂する。

9. その他

本基本方針は委員会において見直しを行う。

院内感染対策委員会